様式３

会議録

□全部記録■要点記録

１　会　議　名	第２回　姫路市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画策定会議
２　開催日時	令和８年１０月７日（水曜日）　１４時００分～１５時００分
３　開催場所	姫路市総合福祉会館　５階　第２会議室
４　出席者又は欠席者名	委員　福山座長、岡本副座長、頼安委員、谷村委員、石見委員、瀬崎委員、紺谷委員、一井委員、岩見委員、谷口委員、行実委員、真利委員 事務局　健康福祉局長ほか６名
５　傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
６　議題及び報告	１　姫路市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画の施策の展開（案）について
７　会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

第２回姫路市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画策定会議　　別紙

事務局	**１開会（14：00）** **２前回欠席委員の紹介** **３議事** **（１）計画の進捗管理について（第１回策定会議からの変更分）** **（別紙に基づき説明）** 【質疑応答】
Ａ委員	教職員向けの研修を追加しているが、教職員向けの研修は現在も実施しているのか。
事務局	実施している。
Ａ委員	どれくらいの回数か。
事務局	毎年１回、11 月に新任教職員研修を実施している。
Ｇ委員	デートＤＶ防止の啓発回数や市職員・教職員向けの研修回数については、令和 13 年度までに２回以上又は４回実施するという認識でよいか。
事務局	回数については、年度ごとの目標値である。
Ａ委員	研修等については年度ごとの目標値であるが、ポスターの掲示か所数などは令和 13 年度までの累計で８か所、80 か所ということか。
事務局	その通りである。
事務局	例えば、1 項目めの啓発活動回数や２項目めのデートＤＶの啓発活動回数は、分かりにくいので、「毎年１回以上」や「毎年２回以上」と修正したい。
	（２）姫路市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画の施策の展開（案）について **（資料１に基づき説明）** 【質疑応答】
Ｇ委員	９ページの「ＤＶ相談案内カードの配布」で、困難な問題を抱える女性への支援に関する相談案内カードは作るのか。
事務局	カードの作成は考えておらず、ホームページやＳＮＳなどで案内できないかと考えている。
Ｇ委員	本当に困っている人は、女性自立支援施設の存在すら知らない。皆さんに知れ渡るようなツールがいいのではないかと思う。
Ａ委員	女性自立支援施設に関連するカードはないのか。

事務局	一時保護については県の女性家庭センターに依頼し、入所する施設は県で決定するため、市で案内するのは難しい。
Ｋ委員	女性自立支援施設は一時保護を扱っており、もっと宣伝ができたらいいが、あまり公にできないと思う。
Ｇ委員	固有名詞ではなく、女性を保護する施設があるとわかってもらうことが必要なのではないかと思う。
事務局	一時的に避難する施設については、住所等は公表していない。住所等の情報に配慮しながら、一時保護施設があるということを積極的に広報できないか検討していきたい。
Ａ委員	９ページの相談窓口の周知で、「ホームページの充実」は、読む限りだとＤＶがメインになっているが、困難女性の支援に関してもホームページでは充実させていくのか。
事務局	６ページの「ホームページ等による啓発の推進」で、困難女性の支援に関する啓発や、ホームページを活用した相談窓口の周知に努めたい。
Ｃ委員	10 ページの「民生委員・児童委員からの情報に基づく支援対象者の把握」で、子供虐待については、こども家庭センター、こども支援課及び子育て支援室と連携しているが、困難女性の発見についての連携の仕方について教えてほしい。
事務局	日頃の見守りの中で、困難な問題を抱える女性に気付かれた場合は、連絡していただきたいということである。新たに何か特別なことをしていただくことはない。
Ｂ委員	困難女性やＤＶ被害者が、自ら声を挙げにくいということはあると思う。なかなか見えにくいところである。 自身がＤＶを受けていると認識されていない方もおられるのではないか。 高校に人権教室の案内をしているが、年間で１校から２校で推移している。毎年、要請があった高校の新入生を対象に行っていたが、高校の統合で人権教室はなくなった。アンケートでＤＶを知っていて良かったとの回答があった。例えば、新しく開校した市立高校の新入生に研修を実施したらいいのではないかと思う。
事務局	進捗管理で「若年層向けデートＤＶ防止の啓発活動回数」を２回以上としているが、できるだけ取り組みたい。
Ｊ委員	被害者のボリュームゾーンは 30 代、40 代の方だと理解している。その方々へのアプローチの仕方を聞きたい。
事務局	特定の年齢層向けの周知はしていないが、今後、若年層向けにアプローチができたらと思っている。
Ｅ委員	高齢者は、ＤＶ被害や加害に気づいておらず、数字には表れないＤＶ被害者が相当いるのではないかと思っている。人前で平気で小突いたりするなど、加害者も被害者も異常な状態に気付いていないことが多いと思われるため、高齢者への啓発も必要ではないか。

事務局	計画の進捗管理には「地域・企業への啓発活動回数」を加えている。啓発方法については試行錯誤の段階だが、若年層への啓発に加え、企業の経営者や企業に勤めている方にＤＶに関することや、つらい思いをされている方にＤＶだと気付いてもらうように伝えていきたい。市のＤＶセンターへ電話相談をしているうちに本人がＤＶを受けていたと気付くこともあるため、色々な方法で啓発を進めていきたい。
事務局	高齢者については、老人クラブの校区登園などの機会を捉えて啓発できるように努めていきたい。
Ｇ委員	19 ページに「居住支援協議会との連携」とあるが、一緒になって住宅を探してくれるものなのか。普段はどのような活動を行っているのか。
事務局	居住支援協議会は、市、不動産団体、居住支援団体等が連携・協働しながら居住支援を図るものであるが、令和５年度の開催以降、開催されていない。 住居探しは、入居申込みや家賃債務保証等の支援を行う居住支援法人が実施している。
事務局	姫路市の居住支援協議会の構成は、庁内の関係部署の他、宅地建物取引協会、神戸保護観察所姫路駐在官事務所などである。
Ｅ委員	男性のＤＶ被害者の救済について、支援に関する記載がないかと思うが、男性は困難な状況に陥っても、なかなか相談しにくいということがあるので、記載してはどうか。
事務局	男女共同参画推進センターで男性相談員による男性相談を実施している。男性ゆえに声を上げづらい、弱音を吐けないという視点で相談日を月１回設け、多くの方に利用してもらっている。
事務局	ＤＶは男女を区別していない。男性からの相談も受け付けており、他市では男性を一時保護した例もあった。本市でも必要な状況が生じた場合は、県の女性家庭センターと連携を取りながら一時保護を行いたい。また、男性からの保護命令申立ての支援を行っている。 困難な問題を抱えている男性についても、女性と同様に相談には応じているが、法律上は困難な問題を抱える女性となっているため、計画上の対象は女性としている。
Ｈ委員	ＤＶの相談は毎日扱っている。被害者の安全を確保するシェルターについて、夜間に連絡すると確実に入所できるところや、シェルターではない住宅への避難はできないか。シェルターを照会するも、携帯電話が使用できない、男子高生の子供は入所できないなど、制約があって被害者に入所を拒否される。 一時保護施設の対象者は女性のイメージだが、男性のＤＶ被害者の一時保護は可能なのか。
事務局	夜間や休日の避難については県の女性家庭センターと連携されているかと思う。携帯電話の電源が入っているとＧＰＳから避難者の位置がわかるために、携帯電話の電源は切っていただくようにしている。このため、一時保護所への入所をためらわれる方がいるのは県も認識されているが、避難者の安全のために行っ

	ているものである。男性の避難については、県と連携して一時保護ができるようにしていきたい。
Ｇ委員	特定妊婦（若年層の妊婦）の受入体制や支援の在り方は考えているのか。
事務局	特定妊婦の受入等について、県が神戸の民間団体に委託しているので、県と連携して居場所確保や自立支援を行いたい。
Ｌ委員	特定妊婦の支援について出産後も支援するため、保健師、民間のグループなどでネットワークを作り、困難な問題を抱えた母とその子を皆で育てていけるような環境があれば良い。
事務局	研修時に、厚生労働省の方も同じ認識であった。行政だけでは無理なので、産前産後にわたり、特定妊婦の自立支援に向けたネットワークができたらと思う。
Ａ委員	困難女性支援の法律の施行によって、計画にその部分を追加したものや、元々、計画に含まれているものもあるが、このような形でよいか。 新規の部分についてはどうか。
Ｋ委員	20 ページの「継続的な相談支援の実施」で、「女性自立支援施設を退所した後、緩やかに支援を続ける」と書いてあることについて、今までは実施していなかったが、これから実施するのか。
事務局	今まで、アンケートを実施するときに電話で近況を確認することはあった。退所するときは経済基盤があっても、仕事の行き詰まりを感じたり、精神疾患などで悩みを抱えたりすることなどがあるかもしれないため、緩やかな支援を続けていけたらと考えている。
Ｂ委員	７ページの「ＤＶ防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成」で、「女性に対する暴力をなくす運動」で、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と一体的に行うとあるが、実施は来年度からか。
事務局	来年度からである。 今年は 11 月 12 日に行われる児童虐待の講演会の受付にＤＶ案内相談カードを配置することを考えている。
Ｂ委員	以前は姫路駅の北側でのぼり旗を持ってティッシュを配布していたが、コロナ禍以降、ティッシュの配布はなくなっている。もし、一緒にすることがあれば、協力していきたい。
Ａ委員	18 ページの施策①「ひとり親家庭就労支援事業等の活用」はひとり親家庭の就労支援事業等の活用、施策③「自立に向けた就労支援」は自立に向けた就労支援であるが、対象者は施策①はひとり親、施策③はひとり親家庭以外か。
事務局	施策③は単身の場合と考えている。
Ａ委員	就労の施策①と施策③の間に、性質の異なる施策②「保育や就学に関する支援」が入っているが、施策②と施策③は順番を逆にした方が良いのではないか。

事務局	施策②と施策③の順番を変えたい。
A委員	今後の流れとしてはどのようになるのか。
事務局	第３回の会議は中間取りまとめ（案）として、冊子に近い案を提示し、12 月中旬から１か月程、パブリック・コメント手続を行い、それを反映して、２月２日開催の第４回の会議に提示したい。
A委員	今日出た意見を踏まえ、計画をより具体化していくことでよいか。
	委員同意
	終了（15：00）